

# 第65回 定時株主総会 招集ご通知 インターネット 開示事項

## 事業報告

<b>1</b>	前澤化成工業グループの現況に関する事項	1
(1)	主要な営業所および工場	1
(2)	従業員の状況	3
(3)	主要な借入先	3
<b>2</b>	会社の新株予約権等に関する事項	3
<b>3</b>	会計監査人に関する事項	4
<b>4</b>	会社の体制および方針	5
(1)	業務の適正を確保するための体制	5
(2)	業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要	9
(3)	株式会社の支配に関する基本方針	9

## 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書	10
連結注記表	11

## 計算書類

株主資本等変動計算書	19
個別注記表	20

上記の事項につきましては、法令および当社定款第19条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様に提供しております。

# 事業報告 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

## 1 前澤化成工業グループの現況に関する事項

### (1) 主要な営業所および工場 (2019年3月31日現在)

#### ① 当社

- ① 本社 (東京都中央区)
- ② 北日本支店 (仙台市)
  - 北海道営業所 (札幌市)
  - 盛岡営業所 (盛岡市)
  - 仙台営業所 (仙台市)
  - 郡山営業所 (郡山市) (※ 1)

- ③ 北関東支店 (さいたま市)
  - 埼玉営業所 (さいたま市)
  - 北関東営業所 (前橋市)
  - 新潟営業所 (新潟市)
- ④ 東京支店 (東京都江東区)
  - 東京営業所 (東京都江東区)
  - 千葉営業所 (千葉市)
  - 南関東営業所 (町田市)
  - 静岡営業所 (静岡市)

- ⑤ 中部支店 (名古屋市)
  - 名古屋営業所 (名古屋市)
  - 北陸営業所 (金沢市)
- ⑥ 関西支店 (大阪市) (※ 2)
  - 神戸営業所 (神戸市)
- ⑦ 中国支店 (広島市)
  - 広島営業所 (広島市)
  - 四国営業所 (高松市)
- ⑧ 九州支店 (福岡市)
  - 福岡営業所 (福岡市)
- ⑨ 熊谷工場
  - 第一工場 (熊谷市)
  - 第二工場 (熊谷市)

※ 1 郡山営業所は、2019年4月1日付で仙台営業所に統合されました。

※ 2 関西支店の管轄下に、2019年4月1日付で大阪営業所が新設されました。

#### ② 子会社 株式会社新潟成型

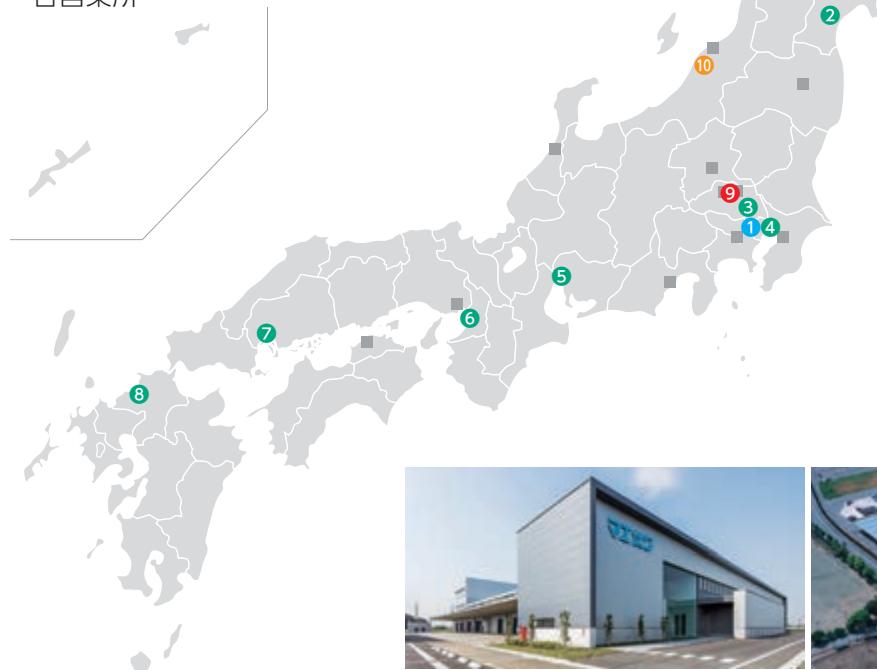
- ⑩ 本社 (新潟県燕市)
  - 新潟営業所 (新潟県燕市)
  - 東京営業所 (東京都中央区)
  - 新潟工場 (新潟県燕市)

### ＜ご参考：主要拠点＞

- ① 本社
  - ② 北日本支店
  - ③ 北関東支店
  - ④ 東京支店
  - ⑤ 中部支店
  - ⑥ 關西支店
  - ⑦ 中国支店
  - ⑧ 九州支店
  - ⑨ 熊谷工場
  - ⑩ 株式会社新潟成型  
■ 各営業所



本社



第一工場



第二工場

## (2) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

### ① 当社グループ

区分	従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	505名	△15名	41.89歳	17.10年
女性	113名	△1名	36.73歳	12.71年
合計または平均	618名	△16名	40.95歳	16.30年

(注) 上記従業員数には、準社員・パートタイマー（16名）および嘱託社員（37名）は含まれておりません。

### ② 当社

区分	従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	439名	△6名	41.72歳	17.12年
女性	91名	+3名	34.86歳	10.54年
合計または平均	530名	△3名	40.55歳	15.99年

(注) 上記従業員数には、準社員・パートタイマー（16名）および嘱託社員（32名）は含まれておりません。

## (3) 主要な借入先 (2019年3月31日現在)

### ① 当社

該当する事項はございません。

### ② 子会社 株式会社新潟成型

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	200百万円
株式会社第四銀行	150百万円
株式会社みずほ銀行	100百万円

## 2 会社の新株予約権等に関する事項 (2019年3月31日現在)

該当する事項はございません。

### 3 会計監査人に関する事項

#### (1) 会計監査人の名称

E Y新日本有限責任監査法人（継続監査期間：29年間）

- (注) 1. 当社の会計監査人であるE Y新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日をもって、新日本有限責任監査法人から名称を変更しております。
2. 「継続監査期間」は、本定時株主総会終結時点における期間を記載しております。また、期間中に会計監査人の変更がございますが、実質的に同一の会計監査人が監査業務を継続して執行していると考えられるため、変更前の会計監査人による監査期間を通算して記載しております。

#### (2) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額 41百万円

② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 41百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、当事業年度に係る報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。

③ 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会「会計監査人との連携に関する実務指針」により、取締役、社内関係部署および会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けたうえで、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

#### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、以下の内容を会計監査人の解任または不再任の決定の方針として決定しております。

##### ① 解任

(ア) 監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められるなど、計算書類などの監査に重大な支障が生じる事態となることが予想される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任に関する議案の内容を決定する。

(イ) 監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められ、速やかに解任する必要があると判断した場合には、監査役全員の同意により、会計監査人を解任する。この場合、監査役会の選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告する。

##### ② 不再任

監査役会は、会計監査人の監査の方法および結果、会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制などに関し、一般に妥当と認められる基準は確保していると認められるものの、当社の会計監査人としてより高い監査受嘱能力などを有する会計監査人に変更することが合理的であると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定する。

## 4 会社の体制および方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、2006年5月10日開催の取締役会において、効率的で適法な企業体制（マネジメントシステム）を作ることを目的として、以下を内容とする内部統制システムの基本方針について決議いたしました。その後も、環境変化を反映した見直しを適宜行っており、現在の内容は2019年4月26日開催の取締役会において決議したものであります。

#### ① 当社グループの取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (ア) 当社グループは、行動規範およびコンプライアンス規程を定め、グループコンプライアンス・ハンドブックを作成・唱和し、法令遵守および社会倫理の遵守を周知徹底する。
  - (イ) 当社グループは、コンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努める。
  - (ウ) 当社グループは、内部通報に関するホットライン運用規程を定め、当社グループの役職員および取引先が利用可能な通報窓口として、監査役および一定の講習を受けた企業倫理担当者による通報窓口、および社内から独立した外部の弁護士事務所に通報窓口を設置する。
  - (エ) 当社グループは、業務の適正を確保するための体制の整備および運用を行うことなどを目的として、次の活動を定期的に行う内部統制委員会を設置する。
    - i 役職員に対する法令遵守意識の普及、指導および教育
    - ii 役職員に対するホットラインの存在および利用方法の周知
    - iii 法令違反行為などの通報状況に係る報告の受領
    - iv 法令違反行為などの通報に関する調査、措置等および処分に係る報告の受領
  - (オ) 当社グループの役職員がコンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかに内部統制委員会に報告する体制を構築する。
  - (カ) 業務活動の適正性を監査する目的で、社長直轄の内部監査部門を設置し、当社グループに対する監査を行う。
  - (キ) 子会社の管轄部門、子会社管理に関する責任と権限、管理の方法などを社内規程などにより定める。
  - (ク) 子会社経営の推進を図り、適正な業務遂行を確認するため、子会社の取締役のうち1名以上は当社の取締役が兼務する。当該取締役が常勤でない場合は、当社の執行役員または使用人が子会社の常勤の取締役として出向する。
  - (ケ) 監査役は、子会社の監査役と定期的な会合を持ち、連携を図るものとする。
  - (コ) 財務報告を統括する部門は、子会社の財務情報の適正性を確保するための指導・教育を推進する。

## ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (ア) 職務の執行に係る文書その他の情報（以下「職務執行情報」という。）を、適切に保存および管理し、必要に応じてその体制の検証などを行う。
- (イ) 取締役および監査役は、文書化または電磁的媒体化した職務執行情報を常時閲覧できる。

## ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (ア) 当社グループのリスク管理規程により、リスク分類ごとに責任部署を定め、内部統制委員会がグループ全体のリスクを網羅的、総括的に管理する。新たに発生が想定されるリスクについては、内部統制委員会で審議し速やかに対処する。
- (イ) 当社グループの役職員は、リスクに関する情報を入手したときは、情報の内容およびリスクの根拠を正確かつ迅速に、内部統制委員会に報告する。
- (ウ) 当社グループの内部統制委員会は、責任部署のリスク管理への取組みについて、指導・教育し、リスク管理に関し問題があると認めた場合は、責任部署に対し、改善策の策定を指示するとともに、策定された改善策を審議し、適切な管理方法を決定し、取締役会に報告する。
- (エ) 当社は、不測の事態や危機の発生時に事業の継続を図るため、コンティンジェンシー・プランである「事業継続計画（BCP）」を策定し、当社の役職員に周知する。

## ④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (ア) 当社は、三事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、事業年度ごとのグループ全体の重点経営目標を定める。
- (イ) 当社グループの定性的、定量的目標を、年間計画として設定し、これに基づく業績管理を行い、業務効率の最大化にあたっては、客観的で合理性のある経営管理指標などを用い、統一的な進度管理・評価を行う。
- (ウ) 当社は、当社グループにおける職務分掌、指揮命令系統、権限および意思決定その他の組織に関する規程などを定め、子会社には、これに準拠した体制を構築させる。

## ⑤ 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

- (ア) 当社が定める関係会社管理規程に基づき、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社は定期的な報告を受ける。
- (イ) 子会社に重要な事象が発生した場合は、子会社の取締役を兼務する当社の取締役が、当社の取締役会に報告する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

- (ア) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社は、監査役の職務を補助する監査役スタッフなど、監査役の職務を補助すべき使用人を置く。
- (イ) 監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動、評価、懲戒処分などについては、監査役会の同意を必要とする。
- (ウ) 監査役の職務を補助すべき使用人は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査役の指揮命令に従わなければならない。

⑦ 当社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制および当社子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

- (ア) 当社グループの役職員は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- (イ) 当社グループの役職員は、法令違反行為など、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、当社監査役に対して報告を行う。
- (ウ) 当社の監査役が出席する内部統制委員会において、当社グループにおけるコンプライアンス、リスク管理および内部通報状況などの現状を報告する。

⑧ ⑦の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (ア) 当社グループは、当社の監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。
- (イ) 当社グループのホットライン運用規程において、当該通報をしたことを理由とする解雇その他の不利益取扱いの禁止を明記する。

⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- (ア) 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払いなどの請求をしたときは、総務部において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要ないと証明できた場合を除き、当該費用または債務を処理することを拒むことができない。

- (イ) 監査役会が、独自の外部専門家（弁護士・公認会計士など）を監査役のために設置することを求めたときは、当社は、当該監査役の職務の執行に必要でないと証明できた場合を除き、その費用を負担することを拒むことができない。
- (ウ) 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用などの支払いに充てるため、毎年一定額の予算を設ける。

## ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (ア) 取締役は、監査役が社内で行われる重要な会議への出席が可能となるよう配慮し、議事録を提出するなど、監査役の職務執行に必要な協力をう。
- (イ) 取締役および監査役は、定期・不定期を問わず、当社グループが対処すべき課題、コンプライアンスおよびリスク管理への取組み状況その他の経営上の課題、監査上の重要課題、監査環境の整備などについての情報交換を行い、取締役・監査役間の意思疎通を図る。
- (ウ) 内部監査室、監査役および会計監査人の三者は、相互に情報交換や意見交換を行って連携を密にし、監査の実効性と効率性を高める。

## ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、「財務報告に係る内部統制の構築及び評価に関する基本方針」に従い、内部統制システムの整備および運営を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

## ⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（2007年6月19日付犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）」などにより、当社グループは、コンプライアンス規程において反社会的勢力との関係遮断を定めており、不当要求防止責任者を選定し、顧問弁護士および所轄警察などと連携して情報の共有化を図る。また、反社会的勢力排除に関する覚書の締結を進めるなど、反社会的勢力の排除に努める。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

当社は、行動規範およびコンプライアンス規程を定め、グループコンプライアンス・ハンドブックを作成・唱和し、コンプライアンス勉強会を各拠点で開催するなどして、法令遵守および社会倫理の遵守を周知徹底しているほか、ホットライン運用規程を定め、内部通報制度の効果的な運用に取り組んでおります。また、内部統制委員会を年5回開催し、コンプライアンス、内部統制およびリスク管理に関する問題の把握、検討を行っております。

取締役会は、各議案についての審議、業務執行の状況などに関する監督の充実を図るため、議案と関連資料の事前配布を徹底し、月1回以上開催いたしました。中期経営計画を具体化するため、事業年度ごとにグループ全体の重点経営目標を定めるなどして、適正かつ効率的な職務執行を図っております。

また、不測の事態や危機の発生に対応するため経営危機対応規程を定めているほか、コンティンジエンシー・プランである「事業継続計画（BCP）」を策定し、当事業年度においても大規模地震を想定した訓練を行っております。

子会社の経営管理については、関係会社管理規程に基づき、営業成績、財務状況その他の重要な情報について報告を受けているほか、子会社取締役を兼務する当社取締役による監督および報告が行われております。

## (3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、企業価値を向上させることが、結果として買収防衛にもつながるという基本的な考え方のもと、中長期的な企業価値の向上に注力いたしており、買収防衛策を導入しない体制としております。

以上

# 連結計算書類

## 連結株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位 百万円)

項目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	3,387	6,363	26,459	△895	35,314
当連結会計年度変動額					
剩余金の配当			△452		△452
親会社株主に帰属する当期純利益			662		662
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	－	－	210	△0	210
当連結会計年度末残高	3,387	6,363	26,670	△895	35,525

項目	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	1,425	△225	1,199	36,514
当連結会計年度変動額				
剩余金の配当				△452
親会社株主に帰属する当期純利益				662
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）	△172	55	△116	△116
当連結会計年度変動額合計	△172	55	△116	93
当連結会計年度末残高	1,252	△169	1,083	36,608

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

I. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

II. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### 連結会社の状況

- |           |          |
|-----------|----------|
| ・連結子会社の数  | 1社       |
| ・連結子会社の名称 | 株式会社新潟成型 |

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### 持分法適用関連会社の数

なし

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

- |                    |  |
|--------------------|--|
| イ 満期保有目的の債券        | 償却原価法（定額法）   |
| □ その他有価証券          |  |
| A 時価のあるもの          | 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、時価と比較する取得原価は移動平均法により算定） |
| B 時価のないもの          | 移動平均法による原価法  |
| ② たな卸資産の評価基準及び評価方法 |  |
| イ 商品、製品、原材料、仕掛品    | 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）                    |
| □ 貯蔵品              | 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）                 |

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法（但し、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

- |           |       |
|-----------|-------|
| ・建物及び構築物  | 3～50年 |
| ・機械及び装置   | 8～17年 |
| ・工具器具及び備品 | 2～20年 |

##### ② 無形固定資産

ソフトウェアについては、社内利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

- |             |  |
|-------------|--|
| ① 貸倒引当金     | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金     | 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。                            |
| ③ 役員賞与引当金   | 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。                             |
| ④ 役員株式給付引当金 | 株式交付規程に基づく役員への当社株式の給付に充てるため、当連結会計年度における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。                     |

### (4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定期準によっております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

### (5) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

## III.表示方法の変更に関する注記

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日。）を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」が3億50百万円減少し、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」が13百万円増加しております。また、「固定負債」の「繰延税金負債」が3億36百万円減少しております。

なお、同一納税主体の繰延税金資産と繰延税金負債を相殺して表示しており、変更前と比べて総資産が3億36百万円減少しております。

## IV. 追加情報に関する注記

（業績連動型株式報酬制度）

当社は、2017年6月27日開催の第63回定時株主総会決議に基づき、取締役（社外取締役を除く。）を対象とする業績連動型株式報酬制度を導入しております。

本制度は、当社の業績及び株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の上昇による利益・リスクを株主の皆様と共有することで中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献することを目的としております。

## ①取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する株式交付信託が当社株式を取得し、業績達成度等一定の基準に応じて当社が各取締役に付与するポイント数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される報酬制度です。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役退任時となります。

## ②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は前連結会計年度144百万円、117,400株、当連結会計年度144百万円、117,400株であります。

## V. 連結貸借対照表に関する注記

### 1.有形固定資産の減価償却累計額 35,196百万円

なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

### 2.連結会計年度末日満期手形等

連結会計年度末日満期手形、電子記録債権債務の会計処理については、当連結会計年度の末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当連結会計年度末日満期手形、電子記録債権の金額は、次のとおりであります。

受取手形	293百万円
電子記録債権	57百万円

## VI. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	15,732,000	—	—	15,732,000

### 2. 当連結会計年度中に行った剩余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2018年6月26日 定時株主総会	普通株式	226百万円	15円00銭	2018年3月31日	2018年6月27日
2018年11月9日 取締役会	普通株式	226百万円	15円00銭	2018年9月30日	2018年12月3日

### 3. 当連結会計年度の末日後に行う剩余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	271百万円	18円00銭	2019年3月31日	2019年6月26日

- (注) 1.2018年6月26日定時株主総会決議に基づく配当金の総額には、株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。  
 2.2018年11月9日取締役会決議に基づく配当金の総額には、株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。  
 3.2019年6月25日定時株主総会決議に基づく配当金の総額には、株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれております。

## VII. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、主に安全性の高い金融資産で運用しております。また、資金調達については、短期的な運転資金は銀行借入により調達しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては当社グループの売掛債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を四半期ごとに把握する体制としております。

有価証券及び投資有価証券は、主に債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、信用リスクや金利変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体（業務上の関係を有する企業）の財務状況等を把握し取締役会に報告しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、その全てが1年内の支払期日であります。

借入金は主に営業取引に係る資金調達であります。変動金利の借入金ではなく、金利の変動リスクはありません。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。(注) 2をご参照下さい。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	10,497	10,497	—
(2) 受取手形及び売掛金	5,937	5,937	—
(3) 電子記録債権	3,041	3,041	—
(4) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	2,302	2,292	△9
② その他有価証券	4,881	4,881	—
資産　計	26,660	26,651	△9
(1) 支払手形及び買掛金	3,535	3,535	—
(2) 電子記録債務	162	162	—
(3) 短期借入金	450	450	—
(4) 未払法人税等	244	244	—
負債　計	4,393	4,393	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

#### 資産

##### (1) 現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### (2) 受取手形及び売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### (3) 電子記録債権

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### (4) 有価証券及び投資有価証券

有価証券については、債券は取引金融機関から提示された価格によっており、短期間で決済されるものについては、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

① 満期保有目的の債券における種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	1,400	1,403	2
	(3) その他	—	—	—
	小計	1,400	1,403	2
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	601	599	△2
	(3) その他	300	290	△9
	小計	901	889	△12
合計		2,302	2,292	△9

② その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価又は償却原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	(1) 株式	3,043	1,226	1,816
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	3,043	1,226	1,816
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	(1) 株式	52	60	△8
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	1,785	1,792	△7
	小計	1,838	1,853	△15
合計		4,881	3,079	1,801

## 負債

### (1) 支払手形及び買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (2) 電子記録債務

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (3) 短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (4) 未払法人税等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式	15
合計	15

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要する  
と見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため「資産（4）  
有価証券及び投資有価証券、その他有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預金	10,475	—	—	—
受取手形及び売掛金	5,937	—	—	—
電子記録債権	3,041	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	—	1,100	1,200	—
その他有価証券のうち満期があるもの	1,500	—	292	—
合計	20,954	1,100	1,492	—

(注) 4. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	450	—	—	—	—	—
合計	450	—	—	—	—	—

## VIII. 貸借等不動産に関する注記

当社及び子会社では、埼玉県その他の地域において、貸借用土地や貸倉庫を所有しております。これらの貸借等不動産の連結貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次のとおりであります。

用途	連結貸借対照表計上額 (百万円)			当期末の時価 (百万円)
	当期首残高	当期増減額	当期末残高	
貸借用土地	144	—	144	1,400
駐車場	5	△0	5	19
貸倉庫	33	△0	33	59
合計	184	△0	184	1,478

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注) 2. 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいた金額であります。

また、貸借等不動産に関する2019年3月期における損益は、次のとおりであります。

用途	連結損益計算書における金額 (百万円)			
	受取賃貸料	賃貸費用	差額	その他 (売却損益等)
貸借用土地	86	9	77	—
駐車場	1	0	0	—
貸倉庫	0	0	0	—
合計	88	9	79	—

(注) 受取賃貸料及び賃貸費用は、賃貸収益とこれに対応する費用（減価償却費、租税公課等）であり、それぞれ「営業外収益」及び「営業外費用」に計上されております。

## IX. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 2,448円10銭

2. 1株当たり当期純利益 44円30銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上、株式交付信託が保有する当社株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、1株当たり当期純利益の算定上、株式交付信託が保有する当社株式を普通株式の期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

なお、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式数は、当連結会計年度末において、117,400株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、117,400株であります。

# 計算書類

## 株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位 百万円)

項目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	
				別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	3,387	6,363	846	22,210	3,519
当期変動額					
剩余金の配当					△452
当期純利益					618
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	—	—	166
当期末残高	3,387	6,363	846	22,210	3,686

項目	株主資本		評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△895	35,431	1,425	36,857
当期変動額				
剩余金の配当		△452		△452
当期純利益		618		618
自己株式の取得	△0	△0		△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△172	△172
当期変動額合計	△0	166	△172	△6
当期末残高	△895	35,597	1,252	36,850

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

I. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

(2) 子会社株式

(3) その他有価証券

① 時価のあるもの

② 時価のないもの

償却原価法（定額法）

移動平均法による原価法

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、時価と比較する取得原価は移動平均法により算定）

移動平均法による原価法

### 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品、製品、原材料、仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

### 3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（但し、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

・建物 3～50年

・機械及び装置 8～17年

・工具器具及び備品 2～20年

(2) 無形固定資産

ソフトウェアについては、社内利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

### 4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、各期の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5) 役員株式給付引当金

株式交付規程に基づく役員への当社株式の給付に充てるため、当事業年度における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

## 5. 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

## III. 表示方法の変更に関する注記

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」3億37百万円は、「固定負債」の「繰延税金負債」5億16百万円と相殺して、「固定負債」の「繰延税金負債」1億78百万と表示しており、変更前と比べて総資産が3億37百万円減少しております。

## IV. 追加情報に関する注記

取締役に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結計算書類「連結注記表(IV. 追加情報に関する注記)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## V. 貸借対照表に関する注記

### 1. 有形固定資産の減価償却累計額 33,048百万円

なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

### 2. 期末日満期手形等

期末日満期手形、電子記録債権債務の会計処理については、当事業年度の末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。期末日満期手形、電子記録債権の金額は、次のとおりであります。

受取手形	276百万円
電子記録債権	53百万円

### 3. 関係会社に対する金銭債権債務

(1) 短期金銭債権 46百万円

(2) 短期金銭債務 28百万円

## VI. 損益計算書に関する注記

### 関係会社との取引高

- |               |        |
|---------------|--------|
| (1) 営業取引      | 594百万円 |
| (2) 営業取引以外の取引 | 0百万円   |

## VII. 株主資本等変動計算書に関する注記

### 当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	778,309	40	–	778,349

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取り40株によるものであります。

なお、当事業年度末の自己株式数のうち、株式交付信託が保有する株式は117,400株であります。

## VIII. 税効果会計に関する注記

### 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	22百万円
賞与引当金	132百万円
役員賞与引当金	5百万円
役員株式給付引当金	2百万円
退職給付引当金	45百万円
資産除去債務	62百万円
たな卸資産評価損	148百万円
ゴルフ会員権評価損	27百万円
その他	59百万円
繰延税金資産 小計	507百万円
評価性引当額	△49百万円
繰延税金資産 計	458百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△548百万円
その他	△21百万円
繰延税金負債 計	△570百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△112百万円

## IX. 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額		科目	期末残高 (百万円)
					貸付 (百万円)	回収 (百万円)		
子会社	株式会社 新潟成型	所 有 直 接 100%	技術提携 役員兼任 資金援助	資金の貸付 (注)	—	—	関係会社 短期貸付金	500

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しております。

## X. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 2,464円32銭

2. 1株当たり当期純利益 41円35銭

(注) 連結計算書類「連結注記表(IX. 1株当たり情報に関する注記)」に記載のとおり、株式交付信託が保有する当社株式を控除する自己株式に含めております。